

千葉市専用水道取扱要領

第1 趣旨

この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に規定する専用水道に関し、法、同法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）及び同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）並びに関係通知の施行に必要な事項を定めるとともに、申請書等の様式及び運用上必要な指導事項を定めることにより専用水道の取扱い・指導の適正化を図ることを目的とする。

第2 定義

1 専用水道

法第3条第6項で定義する専用水道とは、現に給水を行っているもののみならず水道施設の工事途中のもの及び布設工事完了後給水開始前のものを含むものであること。

2 給水人数の算定

法第3条第6項第1号の給水人数の算定は、次によること。

- (1) 給水人数とは、居住に必要な水の供給を受ける者の数であり、常時居住する者の数をもって算定するものであること。
- (2) 給水人数は、定員制のあるものは定員によることとし、一般家庭を対象とするものは、客観性のある統計に基づく平均世帯人数により算定するものであること。
- (3) 実際の給水を受ける者の数は日々変動するが、あらかじめ算定された給水人数は、設置者が自らの意志をもって変更する場合以外は一定のものとしてとらえるものとする。

3 1日最大給水量

法第3条第6項第2号の1日最大給水量は、4（5）により算定するものであること。

既設のものについては、過去1年間の実績により判断するものであること。

4 専用水道における1日最大給水量の算定の考え方

(1) 算定対象とする水量

人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供する水量は次の用途に使用する水量とする。

ア 飲用

イ 炊事用

ウ 厨房用（医療施設、飲食店（持ち帰りのみは除く。）、学校、工場等（注1））

エ 洗面・手洗い用

オ 浴用・浴場用（医療施設、ホテル、旅館等（注2）（公衆浴場法許可施設と、旅館業法許可施設の共同浴場は除く。（注3）））

(2) (1) の用途に使用する水量を算定し、これらと異なる系統かつ水源の水量は、算定しないこと。

(3) 算定対象外とする水量

次に掲げる水量は、人の生活の用に供する水量から除いて算定すること。

ア 営農

イ プール（注3）

ウ 浴場（公衆浴場法許可施設と、旅館業法許可施設の共同浴場に限る。（注3））

エ 空調（適正に算出された水量に限る。）

オ 製造工程（適正に算出された水量に限る。）

(4) 算定理由

ア（注1）直接、その場（施設）で消費する場合は、生活の延長と解し、算定対象とする。

イ（注2）入院、宿泊等を伴う場合は、生活の延長と解し、算定対象とする。

ウ（注3）(3) イ及びウは、付帯設備も含め、算定対象外とする。

なお、算定対象外とする旅館業法許可施設の共同浴場は、客室内に「人の生活の用に供する」浴室（ユニットバスを含む。）が設置されていること。

(5) 算定方法

ア 設計上の必要水量を1日最大給水量とする。

イ 設計上の算定水量がない場合、取水量や受水量等から算定した水量を1日最大給水量とする。

ウ イの場合において、取水量や給水量が全部又は一部が不明な場合、不明な部分については実測するほか、実績使用者数、1日平均使用時間、単位給水量等を建築用途別に応じて適切に設定することで1日最大給水量を算定する。

エ 実測値があり、季節や曜日により変動が激しい場合は、「各月の平均値の中での最大値」を1日最大給水量とする。

オ 算定水量の根拠（実測値、計算式等）がない場合は、全て算定対象とする。

5 水道の数

(1) 導管等で接続され、かつ、施設が有機的に一体をなし、専用水道としての機能を発揮している場合は全体をひとつの水道とするものであること。

(2) 浄水受水専用水道（水道事業者、水道用水供給事業者又は他の専用水道の設置者から供給を受ける水のみを水源とする専用水道）については、受水槽以下の施設において、(1)と同様の適用をするものであること。

6 浄水受水専用水道の適用除外

法第3条第6項ただし書の地中又は地表に施設されている部分の規模の算定には、地上式で6面点検可能な受水槽の容量や地上に施設されている導管の延長は、算入しないものとする。

第3 届出等

1 確認申請

- (1) 法第32条の専用水道の布設工事は、専用水道の新設及び既存の専用水道における水道施設の新設、増設及び改造をいうものであること。
- (2) 法第33条第1項に定める確認の申請は、専用水道布設工事確認申請書（別記様式第1号）によるものとし、同項に定める工事設計書は、専用水道布設工事設計（計画）書（別記様式第2号）とする。
- (3) 既存の専用水道に、水道施設の新設、増設及び改造の工事を行う場合、法第32条により確認を受けるべき「布設工事の設計」とは、既存の専用水道と有機的に一体をなす水道施設として設置される予定の工事の設計をいうものであること。

ただし、法第33条第1項に定める申請書に添付すべき工事設計書及び書類とは、当該工事設計の確認を行ううえで必要とされる既存の専用水道に係るものを含むものであること。

- (4) 法第33条第1項に規定する工事の設計が法第5条の施設基準に適合するか否かの審査は、専用水道布設工事確認申請（届出）審査票（別記様式第3号）によること。
- (5) 法第33条第5項に定める確認通知は専用水道布設工事確認通知書（別記様式第4号）によるものとする。
- (6) 工事会社、開発業者等を設置者として申請等がなされた場合は、管理組合等が設置され次第、変更の届出をするよう指導するものとする。
- (7) 専用水道布設工事確認通知書（別記様式第4号）により、法第5条の規定による施設基準に適合する旨の通知後から給水開始前までの間に工事内容の変更が生じた場合は、必要に応じ、再度、確認申請を行うものとする。

2 給水開始前の届出

- (1) 法第34条において準用する法第13条第1項に定める給水開始前の届出は、専用水道給水開始届（別記様式第5号）によるものとする。
- (2) 確認後の水道施設が段階的に給水する場合は、水道技術管理者が施設検査を分割して実施し、専用水道給水開始届（別記様式第5号）を提出するものとする。

3 記載事項変更の届出

- (1) 法第33条第3項に定める記載事項の変更及び水道技術管理者の変更の届出は、専用水道変更届（別記様式第6号）によるものとする。
- (2) 譲渡等により専用水道の設置者の地位が承継された場合は、新たに設置者となった者に速やかに専用水道変更届（別記様式第6号）による届出を指導するものとする。

(3) 3(2)及び4(2)の届出後において設置者の住所及び水道事務所の所在地に変更があった場合については、3(1)に準じ取り扱うものとする。

(4) 法第33条第1項に定める工事設計書の内容に変更が生じた場合(法第32条により確認申請を要する場合を除く。)、専用水道変更届(別記様式第6号)による届出を指導するものとする。

4 既設水道施設利用の専用水道の届出

(1) 専用水道でない水道が水道施設の工事に伴い専用水道となる場合は、専用水道の新設となるので当該水道施設すべてについて、法第32条による事前の確認が必要なものである。

(2) 専用水道でない水道が、水道施設の工事を伴わず専用水道となった場合は、専用水道届(別記様式第7号)に次の書類を添付し提出させるものとする。

ア 専用水道となるまでの経過を記載した書類

イ その他確認申請及び給水開始前の届出に準ずる書類

(3) 前項の届出を受理した場合は、その内容を1(4)と同様に専用水道布設工事確認申請(届出)審査票(別記様式第3号)により審査し、施設に不備が認められるときは適宜改善指導を行うものとする。

5 無確認工事の届出

法第32条に定める確認を受けずに布設工事が行われた場合は、当該布設工事を行った者から直ちに4(2)に準じ必要な書類及び無確認工事を行った経緯がわかる書類の届出を指導し、4(3)に準じ施設を確認し審査等を行うものとする。

併せて、反省の意思及び再び違反を繰り返さないための対策を記載した書類を徴収するものとする。

6 布設工事延期の届出

(1) 法第32条に定める確認を受けた設計に係る布設工事の着手が予定日より長期(おおむね1年以上)に延期する場合又は工事の完了が予定日より長期(おおむね1年以上)に延期する場合においては、専用水道工事延期届(別記様式第8号)による届出を指導するものとする。

(2) 専用水道工事延期届が未提出で、法人解散等により申請者が存在せず、かつ長期間工事未着手であることを調査確認した場合は、台帳上廃止として取り扱うものとする。

7 廃止の届出

(1) 専用水道が給水人数の減少、施設規模の縮小又は消滅等により専用水道でなくなった場合は、専用水道廃止届(別記様式第9号)による届出を指導するものとする。また、必要に応じ、廃止の事実を確認するものとする。

なお、給水人数の減少により専用水道でなくなる場合は、適正規模への施設縮小、給水方法の変更等を指導するものとする。

- (2) 法第32条に定める確認を受けた設計に係る布設工事について、当該確認の申請者が工事を中止し、当該専用水道とする意思を放棄したときは、専用水道廃止届（別記様式第9号）による届出を指導するものとする。
- (3) 法第32条に定める確認を受けた施設又は専用水道施設の設置者が法人解散等により存在せず、かつ施設が使用されていないことを調査確認した場合は、廃止として取り扱うものとする。

なお、工事の完了予定年月日を過ぎても給水開始前の届出がない場合は、必要に応じて現地調査を行い、適宜指導するものとする。

8 業務の委託の届出

- (1) 法第34条第1項で準用する法第24条の3第2項に定める業務の委託の届出は、専用水道業務委託届（別記様式第10号）に令第9条第3号に定める委託契約書の写しを添付し提出させるものとする。
- (2) 前項の届出を受理した場合は、その内容を専用水道業務委託届審査票（別記様式第11号）により審査し、必要に応じ、当該水道の管理業務が適正に行われるよう指導するものとする。
- (3) 法第34条第1項で準用する法第24条の3第2項に定める業務の委託契約の失効の届出は、専用水道業務委託契約失効届（別記様式第12号）によるものとする。
- (4) 前項の届出を受理した場合は、委託契約失効後の水道技術管理者を含めた管理業務体制を確認し、当該水道の管理業務が適正に行われるよう指導するものとする。
- (5) 委託期間終了前に、業務範囲及び業務内容等について変更する場合には、新たに契約書を締結するとともに既存の契約を終了するよう指導し、専用水道業務委託届（別記様式第10号）及び専用水道業務委託契約失効届（別記様式第12号）を提出するよう指導するものとする。

9 浄水受水専用水道

浄水受水専用水道については、次により取り扱うものとする。

- (1) 法第33条第4項第3号に定める「水源水量の概算及び水質試験の結果」については、記載を要しないものであること。
- (2) 専用水道布設工事設計（計画）書（別記様式第2号）に当該浄水受水専用水道に浄水を供給する水道事業者、水道用水供給事業者又は他の専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）の名称がわかる書類を添付するものとする。
- (3) 再塩素消毒設備について、次の事項を指導するものとする。
 - ア 給水栓における水が残留塩素を規定どおり保持できないことが予想される施設については、布設工事時点で設置すること。
 - イ その他の施設については、給水開始後の実績により必要性を判断し設置すること。

第4 水質管理

保健所長は、規則第15条に定める定期及び臨時の水質検査及び規則第16条に定める健康診断について、次の事項を指導するものとする。

1 水質検査

(1) 毎日検査

色及び濁り並びに残留塩素について、1日1回以上検査を行うこと。

(2) 採水場所

規則第15条第1項第2号の検査に供する水の採水場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに、水道施設の構造、配管の状態を考慮して最も効果的な場所（高置水槽があれば、高置水槽ごとにその末端）で一地点以上選定すること。

(3) 定期の水質検査

ア おおむね1か月に1回以上行う検査

(ア) 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度について、おおむね1か月に1回以上検査を行うこと。

(イ) 臭気物質のジェオスミン、2-メチルイソボルネオールについては、水源における当該物質を算出する藻類の発生状況から検査をすることが明らかであると認められる時期を除き、1か月に1回以上検査を行うこと。

イ おおむね3か月に1回以上行う検査

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール以外の項目について、おおむね3か月に1回以上検査を行うこと。

このうち、消毒副生成物（シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromジクロロメタン、ブromホルム並びにホルムアルデヒド、以下同じ。）については、検査の回数を減じ又は検査を省略することはできないものであること。

ウ 検査回数を減じ又は省略できる検査

(ア) おおむね1か月に1回以上検査を行わなければならない項目のうち、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度については、自動測定装置及び日常点検等により監視並びに測定及び記録がされている場合は、おおむね3か月に1回以上まで検査の回数を減じることができること。

(イ) おおむね3か月に1回以上検査を行わなければならない項目のうち、消毒副生成物以外の項目については、過去3年間において水源種別、取水地点又は浄水方法が変更されず、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそ

れが少ないと認める場合において、過去3年間の検査の結果の最大値が、基準値の5分の1以下であるときはおおむね年1回以上、10分の1以下であるときはおおむね3年に1回以上まで検査回数を減じることができること。

(ウ) ア(ア)に規定する項目、消毒副生成物(臭素酸は浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合のみ)、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素並びにPFOS及びPFOA以外の項目については、過去の結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況等から検査を省略することができること。

エ 浄水受水専用水道以外の専用水道

(ア) PFOS及びPFOAについて、専用水道の給水開始後、1年を目安とした検査の結果の最大値が基準値の5分の1以下の場合には、おおむね6か月に1回以上とすることができること。

(イ) (ア)において、検査の結果の最大値が基準値の5分の1以下であり、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案して、検出されるおそれが少ないと認められる場合には、おおむね1年に1回以上とすることができること。

(ウ) 規則第15条第1項第4号に基づき検査の省略を行う場合であっても、おおむね3年に1回程度は、省略した項目について水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

オ 浄水受水専用水道

(ア) PFOS及びPFOAについて、受水元の検査の結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を行った結果が基準値の5分の1以下であり、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、自らが実施する検査を省略することができること。

ただし、省略を行った項目についても、受水元の検査の結果を確認し水質を把握すること。

(イ) 規則第15条第1項第4号に基づき検査の省略を行う場合であっても、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物並びに蒸発残留物については、おおむね3年に1回程度は水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

(4) 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、規則第15条第2項に基づき、次のような場合に実施すること。

なお、臨時の水質検査を行った月は、規則第15条第1項第1号口の検査のうち実施した項目の検査を省略することができること。

ア 水源の水質が著しく悪化したとき

- イ 水源に異常があったとき
- ウ 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき
- エ 浄水工程に異常があったとき
- オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき
- カ その他必要のあるとき

(5) 水質検査計画

毎事業年度の開始前に、規則第15条第7項の規定に基づき、水質検査計画を策定すること。

この場合、検査の回数及び検査を省略する項目については、最低でも過去1年間の水質検査の結果をもって判断するものとする。

水質検査計画に必要な事項は、次のとおりであること。

- ア 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
 - 原水から、給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項であって、水質検査計画を策定する上で関係する事項について規定すること。
- イ 定期の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
 - 水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、採水の場所、検査の回数を規定すること。
- ウ 定期の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
 - 水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、省略する項目を規定すること。
- エ 臨時の検査に関する事項
 - 臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等について規定すること。
- オ 法第34条第1項において準用する法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合は当該委託の内容
 - 委託の内容として以下の事項を記載すること。

(ア) 委託の範囲

- a 具体的な検査項目、頻度
- b 試料の採取及び運搬方法
- c 臨時検査の取扱い

(イ) 委託した検査の実施状況の確認方法

- カ その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項
 - 水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性確保に関する事項、関係者との連携に関する事項等について規定すること。

- キ その他

水質検査計画は法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定に基づく水質検査を対象としたものであるが、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査についても、必要に応じて当該水質検査に準じて当該計画に位置付けること。

(6) 原水検査

ア すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期に年1回以上消毒副生成物（シアン化物イオン及び塩化シアンを除く。）及び味を除く全項目の検査を実施すること。

ただし、浄水受水専用水道並びに井戸等の自己水源（一部及び全部）を原水とする専用水道であってもその浄水方法が消毒のみで対応できる専用水道については、この限りではない。

イ クリプトスポリジウム等対策について、次のとおり取り扱うこと。

（ア）浄水受水専用水道以外の専用水道施設にあっては、年1回原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査を実施すること。

（イ）原水から指標菌が検出された場合で、クリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる浄水処理を実施していない施設においては、浄水処理に必要な施設の整備を指導すること。

また、施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3か月に1回以上、指標菌を月1回以上検査し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行うこと。

（ウ）原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水以外の場合は、3か月に1回以上、原水の指標菌検査を実施し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行うこと。

（エ）原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水の場合は、年1回原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認するほか、3年に1回、井戸内部の撮影等によりケーシング及びストレーナーの状況、堆積物の状況等の点検を行うこと。

なお、上段の対応が困難な場合は、（ウ）の対応を取ること。

（オ）その他「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日付け健水発第0330005号通知の別添）によること。

(7) 水質検査の委託

水質検査を委託して実施する場合は、地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下「水質検査機関」）に委託すること。委託する水質検査機関を選定する際には、試料の採取地点から検査施設への試料の運搬手段や運搬経路にも着目し、試料の採取、運搬及び水質検査を速やかに実施できる水質検査機関であること。

また、契約は規則第15条第8項各号により行うものとし、専用水道の設置者は水質検査機関と書面により直接締結すること。

なお、委託契約書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 「採取又は運搬の方法」には、採取日程、採取地点、試料容器、採取方法、運搬主体及び運搬方法を含めること。

イ 臨時検査の委託契約を定期検査の委託契約と別途締結する場合、定期検査の委託契約において、臨時検査は別の契約に基づき委託することを明記すること。

ウ 専用水道の設置者は、委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにし、検査価格を積算した上で水質検査業務を発注すること。

2 薬品の管理

(1) 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等の関係法令・基準を遵守し、保安用具・設備を整備すること。

(2) 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品については、その使用方法を適正に行うとともに、薬品の安全管理には万全を期すこと。

特に次亜塩素酸ナトリウムは、長期間貯蔵すると時間の経過に伴い分解し消毒の効果が低下するとともに、塩素酸などの消毒副生成物の濃度が上昇することがあり、高温下ではそれらが顕著となることから、貯蔵期間及び貯蔵温度には十分配慮すること。

3 健康診断

(1) 定期の健康診断

取水施設、浄水施設又は配水施設等において、沈砂槽、浄水施設、貯水槽又は圧力水槽等で直接水を操作する業務の従事者及び構内居住者は、おおむね1年ごとに、病原体がし尿に排泄される感染症の有無についての健康診断を行うこと。

(2) 臨時の健康診断

健診対象者に病原体がし尿に排泄される感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、その感染症について臨時の健康診断を行うこと。

(3) 病原体の検索

病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とするとし、必要に応じてコレラ菌、腸管出血性大腸菌(0157等)、赤痢アメーバ、サルモネラ及びノロウイルス等について行うものとする。

第5 維持管理

保健所長は、規則第17条に定める衛生上必要な措置及び規則第17条の2に定める水道施設の維持及び修繕について、次の各項を指導するものとする。

1 衛生上必要な措置

(1) 汚染の防止

ア 水源及び水道施設各部（沈砂、貯水、ろ過、消毒設備等。以下「各施設」という。）について、汚水の流入や逆流、漏水等に十分注意するほか、施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めること。

イ マンホール、滅菌器等は施錠すること。

(2) 立入禁止措置

水源及び各施設の周囲にみだりに人等が立ち入ることのないよう立札掲示、柵の設置、施錠等の措置を講じること。

(3) 残留塩素の保持

給水末端における遊離残留塩素濃度は常に0.1mg/l（結合残留塩素濃度の場合は0.4mg/l）以上保持するよう消毒設備の調整を行うとともに、消毒薬の予備を備えること。

2 維持及び修繕

(1) 点検

ア 各施設について定期的（おおむね1か月に1回以上）に目視その他適切な方法により点検を行い、清潔の保持及び異常の早期発見に努めること。

イ 地震、大雨等の後は、速やかに臨時の点検を行うこと。

ウ ア及びイにより、各施設の損傷等の異常を把握した時は、良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。

(2) 水槽等の定期的清掃

各種水槽は毎年1回以上、定期的に清掃するほか、水あかや沈積物が多い等必要がある場合は臨時の清掃を行うこと。

3 管理体制の整備

(1) 図面等の整備

維持管理を行っていく上で必要な配管系統図等主要施設の図面、書類、工具及び検査機器等を整備保管すること。

(2) 記録の保存

施設の点検、清掃、修繕及び従事者の健康診断並びに水質検査を行ったときは、その記録を作成し保存すること。

また、水質検査を委託した場合は、契約終了後の委託契約書を保存すること。

なお、その保存期間は次のとおりだが、できる限り長期保存に努めるよう指導すること。委託契約書の保存期間とは、契約期間の終了の日からの期間である。

給水開始前の水質検査及び施設検査の記録	5年
定期及び臨時の水質検査の記録	
水質検査の委託契約書	
定期及び臨時の健康診断の記録	1年
施設の点検、清掃、修繕等の実施記録	

(3) 連絡通報体制

ア 通常から水道施設や水源の監視を行い、水源又は施設の異常を発見した時は直ちに適切な対策が講じられるよう連絡通報体制を整備すること。

イ 次の場合は保健所へ通報すること。

(ア) 定期及び臨時の水質検査結果が基準を超えた場合。

(イ) 水に異常な色、濁り、臭気、味等を認めた場合。

(ウ) 事故等が発生した場合。

第6 立入検査及び行政措置

立入検査及び行政措置については、千葉市水道施設立入検査実施要領に基づき取り扱うものとする。

第7 水道施設管理システムへの入力

次により水道施設管理システム（以下「管理システム」という。）に入力するものとする。

(1) 施設情報の入力

管理システムには、整理番号、設置届出年月日及び施設概要等を入力するものとする。

なお、整理番号は施設固有の番号とすること。

(2) 変更、廃止、立入検査結果等の入力

管理システムには、設置者の変更、構造設備の変更、施設の廃止及び立入検査等の指導経緯等を随時入力すること。

附 則

この要領は、平成2年2月2日より施行するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された

用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。